九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

エリザベス朝演劇統制令と公演認可 : 宮廷・枢密院はいかに大衆演劇を保護したか

太田, 一昭
九州大学言語文化部

https://doi.org/10.15017/5497

出版情報：言語文化論究. 11, pp.9-28, 2000-03-01. 九州大学言語文化部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

エリザベス朝演劇統制令と公演認可

── 宮廷・枢密院はいかに大衆演劇を保護したか ──

太　田　一　昭

エリザベス朝の宮廷・枢密院は，大衆演劇を敵視するロンドン市当局から俳優たちを保護した。これは英国演劇史の揺るがぬ定説である。しかし演劇の庇護者たる枢密院はしばしば演劇統制令を発し，宮廷官吏の一人である饗宴局長は大衆演劇の事前検閲を行った，という事実がある。統制令は演劇活動の制限・禁止条項を含み，検閲は通常公演活動の自由を制限するであろうから，庇護者たる宮廷・枢密院も時には大衆劇俳優の敵であったようにみえるかもしれない。実際多くの演劇史家たちが演劇統制令や検閲制度を，俳優たちの活動を制限するものと捉えている。本稿はそのような捉え方に対し異を立て，次のように提唱する。一見役者たちの活動を制限するようにみえる布令や検閲システムも，現実に演劇活動を制限するものとして機能することは少なかった。饗宴局長による検閲制度は，演劇を制限・禁止するのではなく保護するシステムであった。

ロンドン市当局はかつて，演劇統制の主体であった。ロンドン市による統制とは，公演制限の別名であった。ロンドン市は，布令によって，また芝居の公演を許可制にすることによって，公演を制限あるいは禁止しようとした。あるいは大衆演劇の抹殺さえもくろんだ。しかし1570年代後半以降，ロンドン市は統制権をしだいに喪失していく。いわゆる演劇統制の中心化が進展するのである。ロンドン市に代って統制主体として前面に出てくるのは，貴族あるいは国王(女王)であり，あるいは饗宴局長である。貴族，王室，饗宴局長による統制とは，俳優保護の別名である。なるほど枢密院もまた，大衆演劇を制限あるいは禁止する布令を発した。しかしその布令は，ロンドン市のそれと異なり，演劇の抹殺をめざすものでは決してなかった。むしろ枢密院は，統制布令を発しつつ，俳優を保護したのである。即ち貴族たちはパトロンとして劇団の活動を支援し，国王(女王)は特許状によって公演許可のお墨付きを役者たちに与え，饗宴局長は上演作品，公演場所を認可したのである。国王特許状や饗宴局長による認可は，ロンドン市のそれと性格が異なる。その認可も，一見公演活動を規制する付帯条件をもつ。しかしそれが俳優たちを保護することはあっても，公演を妨げることはほとんどなかった。

枢密院は演劇統制令を発しても演劇活動に実質的制限を加えることは少なく，公演ライセンスの付帯条件は大衆劇俳優の活動を制限するよりむしろ保護した，と筆者は考える。しかし実は，このような認識は必ずしも一般的ではない。布令の実効性を前提として展開される議論，ライセンスの付帯条件の制限的側面だけに着目した議論にしばしば出会う。最近の論考から，そういう例の一つを引いてみよう。McMillin and MacLean によれば，1583年にロンドンの名優を集めて女王一座が結成されたのは，宮廷に質の高い余興を提供するためだけではなく，拡大する演劇産業の成長を抑制するためであったという。McMillin and MacLean は，エリザベス女王治下の「中央政府」がロンドンの演劇に対してとった「最

も決定的な措置」に注意を喚起する。即ち83年の女王一座結成を，1572年の「家臣取締法」再発布，同年の「浮浪者取締法」施行，74年にレスター伯一座に下賜された，イングランドのあらゆる場所での公演を許可する女王特許状，81年にティルニーに下賜された演劇認可に関する特許状，89年の３者（饗宴局長，カンタベリー大主教とロンドン市長がそれぞれに任命した者）合議による上演台本検閲を命ずる枢密院令，97年の劇場取壊し枢密院令という歴史的文脈のなかに位置づけ，一連の措置が演劇産業を「統制可能サイズ」まで縮小することを目指したものであると主張する。なぜならば，72年の「取締法」によって男爵以上の貴族の庇護を受けない劇団の活動は困難となり，レスター伯一座に下賜された特許状には饗宴局長の検閲・認可を受けていない作品の上演を禁じる但書が付されており，89年の３者合議検閲枢密院令は検閲制を更新・拡大することに寄与し，97年の劇場取壊し令は(結局執行されなかったものの)結果として大衆劇場を2つに制限することになったからである。[1]女王一座の結成理由に関する議論は措くとして，[2]エリザベス朝政府のとった「最も決定的な措置」のすべてが隆盛しつつあった演劇産業の抑制をねらったものとはいえない。私見によれば，少なくとも72年の「浮浪者取締法」は，大衆劇団の活動を制限するのではなく，むしろ保護することに寄与した。レスター伯一座に下賜された女王特許状の但書は，ある意味では演劇活動の制限規定であったが，同時に一座の巡業権を保証する側面をもっていた。89年の３者合議の検閲に関する枢密院令は，現実に実行された形跡はないのであり，これをもって検閲システムの拡大に寄与したとはいえない。97年の劇場取壊し令の結果として劇場は２つに制限されたかもしれないが，２劇場制によってロンドンの演劇市場が縮小した証拠はない。しかも２劇場制は，仮にそういうシステムが実現した時期があったとしても短命であった。以下本論で，公演ライセンスの付帯条件がいかに俳優たちを保護したか，演劇統制令がいかに大衆演劇を禁止・抑圧するものとして機能しなかったかを探ってみたい。(「浮浪者取締法」については，別稿で詳述する。)

I

1574年にレスター伯一座に下賜された特許状は，治安判事，市長，町長，州長官，治安官その他に宛てられ，女王がレスター伯一座にイングランドのいかなる場所においても公演を行う許可を与えたと通告するものである。その末尾に以下のような但書が付されている。

> Prouyded that the said Commedies, Tragedies, enterludes, and stage playes be by the master of oure Revells for the tyme beynge before sene & allowed, and that the same be not published or shewen in the tyme of common prayer, or in the tyme of greate and common plague in oure said Citye of London. [3]

特許状が一座の公演権を保証しているとしても，但書は明快な公演制限規定であるようにみえる。というのも，饗宴局長の事前の検閲・認可を受けていない作品の上演並びに聖公会祈禱書の朗読時間帯及びロンドンでの疫病流行時の上演を禁じているのであるから。確かに祈禱書朗読時と疫病流行時の禁止は，完全に演劇活動の制限規定である。饗宴局長の「検閲」についてはどうだろうか。Janet Clare は，「検閲」は「一座の芝居上演を圧迫するもの」だという。[4] McMillin and MacLean は，レスター伯一座が女王の庇護と引換え

に支払わなければならなかった代償だという。[5]しかし以下で論じるように，これを宮廷・枢密院による劇団統制強化政策の一環と解するのは正しくないと思う。

1570年から80年代は，ロンドンの演劇統制の分岐点である。この時，ロンドン市と枢密院は，演劇統制をめぐり最後のつばぜり合いを演じた。ロンドン市は演劇の制限もしくは禁止をめざし，枢密院は統制，保護しようとした。レスター伯一座に下賜された特許状の意味も，そういう歴史的コンテクストにおいて解釈する必要がある。本稿の末尾に掲載した「エリザベス朝演劇統制年譜」に，1569年から92年までの両者の演劇統制をめぐる確執を記している。[6]年譜は，次のことを示している。

・ロンドン市は，市管轄区域で演劇を禁止しようとした。管轄区域外でも上演禁止を求めた。
・枢密院は禁令も発したが，(一部の顧問官を除き)劇団保護の姿勢が顕著である。
・上演禁止令は，必ずしも執行されていない。
・70年代から80年代にかけて，劇団を庇護しようとする枢密院の，ロンドン市に対する干渉が増大する。
・枢密院の干渉増大に伴い，市内においてさえロンドン市の主体的演劇統制が困難になっていく。
・ロンドン市の統制困難の主たる理由は，俳優が有力者の庇護を受けていること，特許状により饗宴局長ティルニーに演劇の検閲権・統制権が下賜されたことによる。

以上のような歴史的文脈のなかでレスター伯一座に与えられた特許状を読むとどうなるだろうか。特に興味深いのは，一座に許可された公演場所である。特許状によると，"aswell within oure Citie of London and liberties of the same, as also within the liberties and fredomes of anye oure Cities, townes, Bouroughes &c whatsoeuer as without the same, thoroughte oure Realme of England"[7]即ちロンドン市内，特別行政区を含むイングランドのあらゆる場所である。これは明らかに自治体の管轄権の侵害である。というのも市内及びその特別行政区内の娯楽，見世物の統制は本来，市当局に任されていたのだから。1559年5月16日の「無許可のインタールード，劇，特に宗教または政治に関する劇を禁止する」布告は，インタールードの上演認可について次のように令している。

> The Queen's majesty [doth] straightly forbid all manner interludes to be played either openly or privately, except the same be notified beforehand and licensed within any city or town corporate by the mayor or other chief officers of the same, and within any shire ... by two of the justices of peace inhabiting within that part of the shire where any shall be played. [8]

布告によれば，事前に芝居の上演予定地の長(市長，町長，治安判事その他)の検閲・認可を受けなければ上演は許されないのである。

枢密院顧問官のロンドン市当局への干渉が目立つようになるのは，70年代に入ってからである。71年12月，市当局は，レスター伯一座に市内公演を許可しているが，これもレス

ター伯の市当局への働きかけによる可能性が大きい。というのも市参事会は，前年５月，市内，特別行政区内，郊外での上演禁止令を発し，伯一座公演許可約１週間前の11月27日には市内上演禁止を令しており，自発的に劇団の市内公演を許可したとはとうてい考えられないからである。市内公演許可ライセンスには，許可された作品を礼拝時間外に上演すべしという条件がついているが，誰が作品の内容をチェックするかは明記されていない。翌72年１月には同様の市内公演許可が，アバーゲニ卿一座に与えられている。さらに同年（５月20日以前），複数の枢密院顧問官がロンドン市に上演許可を求めている。参事会記録によれば，枢密院顧問官は市長任命の「賢明な者」に検閲をさせ，しかも礼拝時間帯には上演をさせないという証文を家主からとった上で上演を許可するよう提案している。参事会はこの申し出を拒否し，バーリー卿に禁止請願の書簡を送る。1574年（３月２日以前）には宮内大臣サセックス伯が，ホームズなる者に市内上演場所の認可権を与えるよう市当局に求めている。ロンドン市は，かつて同様の案件において枢密院より推挙された者にそのような権限を与えなかったとして，この要請を拒否するのであるが，1574年５月10日，レスター伯一座に前記特許状が下賜されるのである。ロンドン市は，これに抵抗するかのように，同年12月，ロンドン市長・参事会任命者による検閲・認可を受けた作品以外は市特別行政区内での公演を認めないとする市議会条例を制定する。しかし市当局の抵抗むなしく，1581年12月24日，饗宴局長ティルニーに対して，ロンドン市が演劇統制権を決定的に喪失する契機となる特許状が下賜される。少々長くなるが，特許状の全訳文を以下に示す。

エリザベスより，すべての治安判事，市長，州長官，執行吏，治安官，並びにその他すべての官吏，聖職者，忠実なる臣下及び臣民へ。吾は本状に拠り，吾が饗宴局長，敬愛せらるる郷士エドマンド・ティルニーに対し，下記の権限，許可，命令を与えたり。吾が上記従僕ティルニー若しくはその職務代行者は，吾がために又吾が権威を以って，これより後随時，吾がイングランド王国の特別行政区内外のあらゆる場所において，然るべき給与にて，以後上記饗宴局の所有となるべきみごとなる作品或は製作物を速やかに作り終うるに必要なるすべての者，即ち絵師，縫取り師，仕立て屋，帽子職人，小間物屋，指物師，梳毛師，ガラス器職人，武具師，篦職人，皮革商，馬具屋，車屋，左官，羽飾り職人その他の必要品製造者，熟練職人及び人夫等如何なる者であれ必要数を召し抱え，イングランド王国の特別行政区内外のあらゆる場所において，相応の価格にて，あらゆる種類の物品又は商品，薪又は石炭その他の燃料，木材，羽目板，平板，木舞，釘，煉瓦，タイル，鉛，鉄，針金及びその他上記饗宴局の製作物に必要なるものをすべて，即ち上記エドマンド・ティルニー若しくはその代理が上記饗宴局における上記作業のために随時必要かつ有用なりと考うるすべてのものを調達し，更に職務遂行上必要なる陸路及び水路による輸送手段を状況に応じて確保する権限と義務とを有せり。これより後何者であれ上記製作物或は仕掛けを作る作業に携う者が，臣下の義務として当然の作業に彼らを精励さすべく任命せられたる，上記エドマンド・ティルニー若しくは局長代理によって通告せられたるもなお，本件に関し吾が意に頑なに逆らい，吾が命令の実行を拒否し，上記作業を放棄したる時は，前記エドマンド・ティルニー若しくはその代理は，その背きたる者を逮捕し，保釈金又は保証人による釈放を許可せずして，本件における違背の処罰として足れると思うまで拘禁に処す合法的権限を有し，又然るべき拘

禁の後違背者を釈放することを得。これにより上記エドマンド・ティルニー若しくはその代理が，損失，処罰，科料その他の損害を受くることなかるべし。又上記饗宴局の作業に召し抱えられたる者が訴えられ，上記饗宴局の仕事場に来る途上若しくは仕事場より帰る途上にて逮捕されたる時は，上記エドマンド・ティルニーはその権限に拠り，又吾が特別の保護に拠り，上記作業期間内において逮捕されたる者を釈放することを得。又上記饗宴局の上記作業に雇われたる者がそれより先に請負仕事を引受け，その仕事を一定の期日まで終うるを契約せし場合も，吾が上記作業が終了次第速やかに上記請負仕事を終了すべく努むれば，期日までに仕事を終えざるも科料に処せらるることなく，又処罰を受くることなかるべし。又局長は，彼自身又はその有能なる代理によって，吾がイングランド王国の特別行政区内外のあらゆる場所において，すべての俳優並びに劇作家，即ち喜劇，悲劇，インタールードその他の見世物の作者若しくは俳優を名乗る者，又は作者若しくは俳優の職に携う者すべてに，貴族に属す属せざるを問わず，随時上記饗宴局長若しくはその有能なる代理のもとに出頭し，彼らが上演を準備又は予定したるすべての劇，悲劇，喜劇又は見世物をその面前にて演じ読み上ぐるべきを通告，命令，指示する権限と義務とを有せり。饗宴局長又はその代理は，本状に拠り，すべてのそのような見世物，劇，俳優，劇作家又は興行場所に関し適否の判断に基づき命令を発し，修正を施し，認可を与え，又公演を禁ずる権限を有せり。又同じく吾は本状に拠り，上記エドマンド・ティルニーに，下記の権限と命令とを与えたり。俳優若しくは劇作家が上記エドマンド若しくはその有能なる代理によって通告せられたるもなお，本件に関する吾が命令を従順に実行することを頑なに拒否したる時は，如何なる者であれ，上記エドマンド若しくはその有能なる代理は，違背者を逮捕し，保釈金または保証人による釈放を許可せずして，上記エドマンド若しくはその有能なる代理が本件における違背の処罰として足れると考うるまで拘禁に処す合法的権限を有し，又然るべき拘禁の後違背者を釈放することを得。これにより上記エドマンド・ティルニー若しくはその代理は，本状の趣旨に反する法令，法規，布令又は規定が従前に制定されし場合も，損失，処罰，科料その他の損害を受くることなかるべし。故に吾は貴下に命ず。吾が意を尊重し，上記エドマンド・ティルニー若しくは有能なる局長代理が吾が権威ある命令をしかるべく執行する際，状況に応じ随時，これを援助，支持，協力すべきなり。吾が命に背かばこの上なき危険が身に及ぶと心得るべし。[9]

エリザベス女王は，イングランド全土の大衆演劇の検閲・認可権を饗宴局長という宮廷官吏に与えたのである。演劇統制に関してこのような権限が一人の人物にくだされたのは，これが最初である。特許状下賜によってティルニーがそこに記された権限をすぐさま十全に行使できたわけではないだろうが，末尾の年譜に示したように，この後紆余曲折を経て，ロンドン市は遅くとも1592年には，演劇の統制権がもはや彼らの手中にないことを悟らされるのである。(1592年２月25日の項参照。) 74年のレスター伯一座の特許状をこのような歴史的文脈のなかに置いてみると，また前記女王布告（1559年５月16日）と対照すれば，その但書の規定する饗宴局長の「検閲」が庇護と引換えに役者たちが支払わなければならなかった代償とは思えないのである。むしろこれは，少なくともロンドンの劇団の一つが（ロンドン市当局その他の自治体ではなく）饗宴局長の管轄下にあることの宣言と読むべ

きである。即ち特許状の但書は，劇団の活動に従来より大きな制限を加えることを意図しているのではなく，一座が服すべき権威が饗宴局長にあることを明文化しているのである。実際その後の演劇史が示しているように，饗宴局長の「検閲」というお墨付きを得ることによってロンドンの劇団は，活動が制限されるのではなく，より大きな「自由」を得るのである。というのも，演劇を抹殺しようとする自治体の統制より，公演認可を前提とする饗宴局長の「検閲」が劇団の活動に対して相対的に寛大であったからである。役者たちは，饗宴局長の検閲・認可によって演劇の敵から保護されたのである。[10]

1584年３月３日，饗宴局長一座と称する一座がレスター市を訪れ，市当局に公演許可を求める。許可を求めるにあたって劇団は，ティルニーの認可証を提示する。市記録によれば，この認可証には治安判事，市長その他にティルニーの署名認可を得ていない劇の上演を禁止する一項が記されていた。[11]これは1581年にティルニーに下賜された女王特許状に規定された饗宴局長の権限を裏書きするものであるが，一面では劇団活動の制限規定である。というもの，ティルニーの検閲・認可を受けていない作品の上演はできなかったのだから。しかしだからといって，劇団の活動がこれによって従来より制約されたとはいえない。それはまず，ティルニーの演劇監督・支配権を侵すべからずの意に解釈すべきである。つまり，公演作品の事前検閲を行う主体がロンドン市でも地方自治体でもなく饗宴局長ティルニーであったという点が重要なのである。劇団はそのティルニーの権威に服し，ライセンスを得ることによって興行の「自由」を得たのである。「検閲」が演劇活動制限の側面をもつことは，もちろん否定できない。しかしティルニーに対する1581年の特許状下賜が，演劇統制の強化につながったとか，成長する演劇産業縮小措置の一つであったとは決していえないのである。それは，演劇の監督・支配権が市自治体ではなく饗宴局長にあることの女王による承認・布告だったのである。

時代は少しさがりジェイムズ朝になるが，1606年ヘンリー王子一座にフォーチュン座その他の適当な場所において公演を行うことを許可する特許状が下賜される。この特許状に次のような但書が付されている。

> Prouided alwaies, and our will and pleasure ys, that all auctoritie, power, priuiledges, and profittes whatsoever belonging and properlie appertaining to the Maister of our Revells in respecte of his office, and everie Clause, article, or graunte conteined within the letteres patentes or Commission, which haue heretofore been graunted or directed by the late Queene Elizabeth our deere Sister, or by our selves, to our welbeloued servantes Edmonde Tilney, Maister of the office of our said Revells, or to Sir George Bucke knighte, or to either of them in possession or reversion, shall be remayne and abide entire, and in full force estate and vertue, and in as ample sorte as yf this our Commission had never been made.[12]

この趣旨は，前記レスター伯一座の特許状の但書と実質的に変らない。すなわちヘンリー王子一座は，イングランドのあらゆる場所で何者にも妨害されることなく上演する権利を獲得したのであるが，饗宴局長の権威，権限，特権，利益を損なうことは許されないのである。局長の権限・利益を損なわないとは，俳優は局長の認可を受けライセンス料を支払っ

て公演するということであり，また他者がライセンスを発行し，本来局長の収入となるべき認可料を奪うべからずという意味である。1574年のレスター伯一座特許状も1581年のティルニーの特許状も，局長の権益には言及していない。しかしそれが大衆演劇が局長の権威・権限下にあることの布告であるとすれば，それは同時に，局長の権限に伴う利益を侵すことの禁止を含意しているのである。1606年のヘンリー王子一座特許状の但書は，その含意の明快な表現である。王子一座に続きアン女王一座やエリザベス王女一座など，次々と国王特許状が下賜されるが，そこにも饗宴局長の権益を侵さざるべしの但書が付されている。その権益を侵さないかぎり，劇団の活動は保証されるのである。むしろそのような制限規定があるがゆえに，大衆演劇を抑え込もうとするロンドン市その他の反演劇勢力から劇団は保護され，一定の活動の自由を保証されたのである。

饗宴局長に与えられた認可権は，王室の一員でも侵害してはならない特権であった。1615年7月17日，ジョン・ダニエルに，ブリストル少年劇団設立特許状が下賜される。これに先立ちこの時の饗宴局長バックに，ダニエルの兄弟のサミュエルが承諾を求めている。この件についてバックは，ジョン・パッカー（宮内大臣サマセット伯秘書）宛に次のような書状を認めている。

> Good mr Paquior, mr Samuel Daniell hath enformed me yat the King my Master is pleased at the mediation of the Queen in his behalf, that there shalbe a company of children or youths prepared & licenced to play comedies & tragedies hence at Bristow & elswhere & to go vnder the name & title of the Youths of hir maiesties royall chambre of Bristow. & he hath desired my good will herin & hee hath shewed to me a draft in parchemin of the Kinges warrant in this behalf. Provided therfor yat it be made in the same form (for I return the sam draft to you here enclosed) I yeld my consent, for I wish well to Mr Daniel & would be glad to doo him any good, in any thing wherin I should not preiudice myn own right, nor do wrong to my successors. & so I bydd kyndly farewell from the kings office of the Revells.[13]

書簡の趣旨はこうである。「サミュエル・ダニエルから，ブリストル女王私室少年劇団に対して国王より下賜される同劇団設立の特許状は，女王の仲介によるものと聞いている。ダニエルが自分に呈示した特許状の草案同封。自分及び後任の饗宴局長の権利が侵されない限り同特許状下賜に異存なし。」ここでバックが現実に拒否権を行使しえたかどうかは分からないが，イングランドの演劇の演劇監督・支配権が基本的に饗宴局長に帰属することはすでに，宮廷官吏共通の了解事項となっていたのである。

しかしながら，饗宴局長の認可権を侵害すべからずはあくまでも建前である。ジェイムズ朝においてかなり長い期間，局長の利権が侵害されていたことを示唆する資料が残っている。侵害していたのは，王室のようである。[14]というのも，王室庇護下の劇団が国王特許状のみを拠り所に各地を巡業していたからである。1623年頃まで。その侵害に対して，宮内大臣と饗宴局長がスクラムを組んで権益を防衛しようとする構図が見える。これを論じるのは本稿の課題ではないから深入りは避けるが，1624年4月に局長ハーバートが，市長，州長官，治安判事，執行吏，治安官，警吏その他宛に認めたと思われる書状を紹介し

ておきたい。その内容（梗概）は次のようであった。

国王陛下はさきに，饗宴局長または局長代理に，国璽捺印特許状によりイングランドのあらゆる場所においてすべての劇，俳優，劇作家その他のショーに関し，命令，修正，認可，禁止する権限を与えられた。また陛下は，治世15年目10月末日，陛下の署名及び王璽並びに宮内大臣ペンブルック伯爵の署名承認により，ウィリアム・ペリーその他に対して，故アン女王祝典少年劇団の名により上演を行う，劇団設立の許可並びに権限を下賜された。その認可は真正・妥当なものであり，本状によってウィリアム・ペリーその他に対して国王認可証の，本状発行日より１年間の有効を認証する。私の署名及び饗宴局印章捺印により認証されていない認可証を携帯の劇団が訪れた場合は，如何なる劇団であろうとも，宮内大臣令状によりその認可証を没収し，私に送付されたい。[15]

このような書簡が発せられたということはもちろん，局長が認証していない，国王特許状を携帯し巡業する劇団が存在したという現実があったからである。なぜ局長の認証を得なかったか。理由の一つはおそらく，認証を得るには大金を要したからである。[16]

Ⅱ

あるいはライセンスによりあるいは貴族の庇護により，役者たちの社会的力は相対的に大きくなる。市当局に対する役者あるいは劇団関係者の対応の変化に，それを読みとることができる。例えば次のような事件にその変化の一端が現れている。1584年６月，ロンドン市当局は，聖霊降臨節にシアター座あるいはカーテン座付近で起こった徒弟，使用人間の乱闘騒ぎに関連して数名を逮捕，枢密院に両劇場の閉鎖を請願する。枢密院は宮内大臣及び副宮内大臣を除き閉鎖に同意，市当局に閉鎖令を送る。ロンドン市裁判官ウィリアム・フリートウッドは，劇団関係者を呼寄せ，枢密院令を通告する。女王一座とアランデル伯一座は，「快く」上演禁止令に従う。フリートウッドは，女王一座の幹部に勧められ，シアター座経営者に対しても即刻の出頭を命じる。ところがシアター座経営者は，枢密院顧問官ハンズドン卿の従僕であると主張，出頭を拒否する。警吏により連行されてきた経営者は初めは横柄な態度であったが，令状をみせるとやや穏やかになった。しかし男は，劇場閉鎖の誓約はかたくなに拒否する。命令に従わねば投獄と告げられると，巡回裁判所出廷の誓約をさせてくれるにより嘆願し，法廷が枢密院顧問官の家来に劇場閉鎖誓約をさせることはあるまいと言い放ったのである。[17]役者あるいは劇団関係者がロンドン市当局者に対して次第に傲岸になっていく様は，次のエピソードにも窺える。1589年11月６日付ロンドン市長のバーリー卿宛書簡によれば，市長は，市内での劇をすべて禁止すべしというバーリー卿の意向に従い，（ティルニーは禁止に反対であったため）市長が俳優を呼寄せ禁令を伝える。海軍大臣一座は従順に従うが，ストレインジ卿一座は，非常に無礼な態度で立去り，クロス・キーズに行き午後上演を行い，一座の数名が投獄された。[18]

パトロンを得た劇団の活動が活発になっていく様子が，1587年１月25日付のウォルシンガム宛書簡に述べられている。それによれば，ロンドンでは日々舞台劇が上演され，神への勤めが著しく妨げられている。毎日市内各所に芝居の宣伝ビラが掲げられ，役者たちは，女王一座，レスター伯一座，オクスォード伯一座，海軍大臣一座その他を名乗っている。

劇場は人々であふれ，教会は空席が多い。200人の高慢な役者たちが絹の衣装を纏い闊歩し，500人の貧民が飢えている。書簡の発信者は，これを「痛ましい光景」と呼んでいる。[19]この手紙は反演劇の立場から書かれており，記述には誇張もあるだろうが，書簡の苦々しい筆致から，役者たちがかつてないほどに勢力を増しているのは疑問の余地がない。

1583年に結成された女王一座は，巡業で訪れたノリッジ市で殺傷事件をひき起こしている。同年6月15日，女王一座は「赤獅子亭」の庭で公演を行っていた。そのとき一人の男が入場料を支払わずに中に入ろうとした。この男と役者たちとの間に争いが起こり，結局侵入しようとした男が刺殺されてしまったという事件である。興味深いのは，一座のジョン・ベントリーが男の投石によって頭部に傷を負ったとき俳優仲間のヘンリー・ブラウンが男に向って発した言葉である。「悪党め，女王陛下の家来を殺すつもりか(Villan, wilt thou murder the quenes man?)」と彼は叫んだのである。[20]女王の庇護を受けた特権集団としての自意識がここに覗いている。

有力者に庇護された役者が時としていかに専横であったかは，後年同じくノリッジ市を訪れたエリザベス王女一座に関する市の記録に詳しく記されている。[21]1624年4月24日，一座はノリッジ市長裁判所に国王署名・王璽捺印上演許可証を提示し，市内での公演許可を求めるが，市は1623年の枢密院禁止令[22]を拠り所に一座の上演を禁止する。一座は禁令に素直に従おうとせず，国王の権威を盾に公演の強行を試み，市内に芝居の宣伝ビラを掲示する。これに対して市裁判所は，座員に出頭を命ずる。26日，裁判所に出頭してきた一座のフランシス・ウォンバスは禁令に従うことを拒否，あくまでも上演の意志を表明，「虚偽を並べ立て市長を誹謗した(taxed mr Maior very falsely & scandalusly with vntruthes)」のである。このためウォンバスは，他の座員とともに拘禁に処せられる。ウォンバスは約1ヵ月間拘禁されるが，釈放後，宮内大臣が彼らの釈放を望んでいたという饗宴局長の書簡を市裁判所に提示し，投獄による経済的損失の賠償を要求する。[23]結局ノリッジ市当局はこれを拒否するのであるが，パトロンの威光をかさに着たウォンバスの，地方都市当局者に対する傲岸な姿勢は，上に述べたエリザベス朝の劇団の態度と軌を一にするものである。

Ⅲ

有力者のパトロネジや饗宴局長のライセンスに保護された劇団の力が増大したといっても，彼らの状況が常に安穏としていたのではない。というのも，ロンドン市は演劇圧殺の試みを止めることはなく，役者の保護者たる枢密院による公演禁止令がひんぴんと発せられたからである。1574年から1603年までの枢密院による禁令（期間，場所，禁止理由）を以下に示す。

1574年11月15日-75年イースター，ロンドン10マイル以内，疫病。
1577年8月1日-ミカエル祭（9月29日），市内及び郊外，疫病。
1578年11月10日(12月23日禁令解除)，サザク地区その他，疫病。
1580年-ミカエル祭，ミドルセッククス州，疫病。
1581年7月10日-9月末日，市内・特別行政区内，疫病。
1586年5月11日，ロンドン市内及び周辺，ニューイングトン（ロンドン・ブリッジから1マイルの村）周辺，疫病。

1587年５月７日-聖バルトロメオ祭（８月24日），市内及び郊外，劇場での騒動，疫病。
1587年10月29日，サリー，ミドルセックス州，日曜公演禁止。
1591年７月25日，日曜及び木曜の公演禁止。
1592年７月23日-ミカエル祭，シアター座，カーテン座その他通常芝居が行われる場所，違法集会防止。
1593年１月28日，ロンドン７マイル以内，疫病大流行。
1594年２月３日，ロンドン５マイル以内，疫病。
1596年７月22日，市周辺，疫病。
1597年５月６日，サフォーク州ハドリー町，舞台劇上演禁止，騒擾。
1597年７月28日(夏季)，ロンドン市内・周辺，公演禁止，劇場取壊令。
1598年２月19日，第３の劇団（海軍大臣一座，宮内大臣一座以外の劇団）の公演禁止。
1600年３月９日，ホワイト・クロスストリートの劇場建設禁止。
1600年６月22日，アレンの新劇場[フォーチュン座]，グローブ座以外での上演禁止。上演は週２回以下。四旬節は全面禁止。
1601年５月10日，カーテン座で物議をかもした芝居上演禁止。
1601年12月31日，２劇場以外での上演禁止。上演回数制限。
1603年５月７日，日曜の公演禁止。

枢密院は，役者のパトロンとは思えないほど頻繁に禁令を発しているようにみえるかもしれない。しかし上の年譜を一読して分かるように，禁令の理由がほとんどの場合疫病である。この点がロンドン市の演劇禁止あるいは反対理由と異なる。1574年12月6日制定のロンドン市議会条例[24]によれば，市の大衆演劇敵視理由は下記のようである。

・多数の民衆，特に若者が集まり，喧嘩騒ぎの原因となる。
・芝居が演じられる宿屋には人目につかない場所があり，淫らなことが行われる。
・子女が誘惑される。
・不謹慎，淫らな言葉や振舞いを広める。
・市民が日曜，聖日の礼拝式への出席を怠る。
・貧しい，愚かな者たちが金を浪費する。
・掏摸が横行する。
・煽動的な事柄が語られる。
・若者を堕落させる。
・舞台が壊れたり，芝居の中で使用される道具，武器，火薬によって死傷者が出ている。
・神の怒りを招き，疫病が蔓延する。

上記の他，徒弟や召使いが仕事を休む，芝居見物を口実に邪な輩が参集し陰謀を企む（ロンドン市長，ウィットギフト宛1592年２月25日付書簡[25]）といったことが挙げられるだろう。要するに，ロンドン市にしてみれば，大衆演劇は，社会的，道徳的，宗教的，経済的見地から害悪の温床であり，抹殺されてしかるべきであった。これに対して枢密院は（一部の顧問官を除き），少なくとも道徳的，宗教的に大衆演劇に異を唱えることはほとんど

なかった。いつの時代でも為政者たちは社会的，政治的秩序を欲するものであるが，この時代の政治をつかさどる枢密院顧問官たちは，大衆演劇を社会的・政治的秩序の敵として禁圧することはほとんどなかった。

枢密院の大衆演劇に対する姿勢の変化らしきものが現れるのは，1597年７月である。この時枢密院は，おそらくロンドン市の請願を受けて，カーテン座，シアター座その他の劇場すべての取壊しを命ずる。（この命令は執行されない。）97年あるいは98年（２月19日以前）には，海軍大臣一座及び宮内大臣一座以外の劇団のロンドン公演を禁止している。[26] さらに1600年６月22日に両劇団は，アレンの新劇場［フォーチュン座］，グローブ座以外での上演を禁止され，上演回数も週２回以下に制限されている。[27]

２劇団制は多くの劇団にとって厳しい規制措置であったろうし，劇場・上演回数制限も演劇活動の大幅な制限のようにみえる。確かにこれらの制限令は，その文言から判断するかぎり，劇団の活動の抑制を狙っている。「拡大する演劇産業の成長を抑制するため」の措置がとられているようにもみえる。Richard Dutton の言葉を借用すれば，「ロンドンの劇場の脅威を可能なかぎり厳しく抑えこもうとする明白な努力」[28]がなされているということになるだろう。しかし実際の施策は，必ずしも布令と一致しない。現実に「拡大する演劇産業の成長を抑制するため」の措置がとられたかどうか，あるいは「ロンドンの演劇の脅威を可能な限り抑え込む明白な努力」が行われたかどうか疑わしいのである。[29]というのも，第１，２劇団制によって演劇産業の成長が阻害された形跡がないからである。1599年９月18日から10月20日までイングランドを旅したバーゼルのトマス・プラッターは，当時ロンドンでは毎日２本，時には３本の劇が別々の場所で上演されていると記している。[30] プラッターによれば，ロンドンの演劇市場は隆盛を誇っているようである。枢密院令により，劇団の数は少なくなっているかもしれない。しかしたとえそうであっても，ロンドン演劇市場は，公演を許可された少数劇団による寡占により，総体として拡大しているかもしれない，即ち劇場の観客動員数は増加しているかもしれないのである。ロンドン演劇市場の年度別「総生産」を数字で表わすことはできないが，各年の創作・上演劇数は参考になるかもしれない。Harbage の『英国演劇年譜』(*Annals of English Drama*) によれば，1590年から1603年までの創作数は下記のようである。[31] ４桁の数字は西暦年，括弧内はリストに掲載された各年の作品数を示す。

1590(18), 1591(15), 1592(21), 1593(９), 1594(27), 1595(33), 1596(20), 1597(23), 1598(46), 1599(45), 1600(35), 1601(34), 1602(55), 1603(26)

リストに挙げられた作品のなかにはロンドンではなく地方で上演されたものも含まれているが，多くは上記２劇団などロンドンの劇団の作品である。（圧倒的に多いのは，ヘンズロウが『日記』に記録を残した海軍大臣一座の劇である。）少なくとも Harbage のリストに，創作・上演数と禁令との有意の関係を見出すことはできない。演劇生産高に明らかに影響を及ぼしていると思われるのは，疫病の流行だけである。（1593年はロンドンで疫病が大流行していることに注意。[32]）ロンドンの，あるいはロンドンに本拠を置く劇団を中心とするイングランドの演劇市場は，1597-98年以降に縮小しているとは思えない。２劇団制はあくまでもロンドン演劇市場の話であるが，そのロンドン市場ですら，演劇活動

を制限する布令によって縮小した証拠はないのである。確かなのは，２劇団制は海軍大臣一座と宮内大臣一座にロンドン演劇市場の独占権を与えた，つまり有力枢密院顧問官をパトロンとする２劇団の，ロンドン市場における勝利であったということだけである。ちなみにHarbageの『年譜』によれば，海軍大臣一座の上演数は次のように変化している。

西暦年	1596	1597	1598	1599	1600	1601	1602
創作・上演劇数	16	14	34	29	21	19	22

上掲の２つの表から判断するかぎり，枢密院による公演数制限令はおそらく，厳正に実行されていない。また1601年５月10日付枢密院命令書[33]によれば，1600年６月の禁令にもかかわらず，カーテン座で上演が依然として行われていたのは明らかである。1601年５月の枢密院令は，ミドルセックス州治安判事に対して，カーテン座の芝居が存命中の貴人を描出しているとの通報があったため，そのような不謹慎な芝居の上演を禁じ，問題の劇の内容を調査し，差障りがあれば今後その上演を禁止することを命じている。注目すべきは，カーテン座での上演そのものはこの命令書では禁止されていないという点である。禁止されていたはずのカーテン座での公演はいつしか既成事実化し，容認されているのである。

16世紀末の数年間，布令は２劇団によるロンドンの演劇市場の独占を認めていた。しかし２劇団の独占が実現したとしても，長くは続かなかった。98年２月（あるいはそれ以前）のように，他の劇団が禁令を犯して公演している可能性がないとはいえない。前記1600年６月22日の劇場数・上演回数制限令にしても，ロンドン市内及び周辺に建てられた多くの家が大衆劇上演のために利用され秩序が乱れているという苦情に対する回答として発せられたのである。[34]この苦情の対象となった公演がすべて２劇団によるものとも思われない。当時ロンドン公演を公式に認可されていなくとも，貴族をパトロンとしていただく劇団はいくつもあり，割り込み公演を行っても不思議ではないからである。ヘンズロウの『日記』によれば，遅くとも1600年10月，ペンブルック伯一座がローズ座で上演を行っている。[35]これより約４ヵ月前の６月22日に，海軍大臣一座と宮内大臣一座の２劇場（フォーチュン座，グローブ座）以外での公演を禁止する枢密院令が出されているにもかかわらず。1601年12月31日付ミドルセックス，サリー両州治安判事宛枢密院命令書[36]によれば，1600年６月に発せられた劇場数・上演回数を制限する枢密院令は十分に実行されているというには程遠く，劇場は激増し，毎日多くの舞台劇が市内あるいは市周辺で上演されている。この命令書において枢密院は，命令不履行の責任を治安判事に帰し，公演制限令の速やかなる執行を命じている。（劇場増による混乱に関する苦情書を枢密院に送っていたロンドン市長にも，同日，同内容の命令書がくだっている。）この命令は一応実行されたようである。というのも枢密院は，市長宛書簡（1602年３月31日）[37]によれば，ロンドン市内及び周辺での過度の公演による弊害が「ある程度是正（some amendment）」されたという報告をロンドン市長から受けているからである。しかし枢密院は同書状で，その市長報告を逆手にとって，オクスフォード伯一座とウスター伯一座との合併劇団に猪首亭（ボアズ・ヘッド）での公演許可を市長に求めるのである。

なぜ劇団・劇場数及び公演数を制限する枢密院令が厳しく実行されなかったのであろう

か。枢密院は自ら発した制限あるいは禁止令の執行に熱心でなかったのである。なぜ熱心ではなかったか。枢密院顧問官の多くは，俳優のパトロンであったからである。ではなぜ俳優を庇護したのか。通説によれば，貴族たちは，宮廷上演を行うにふさわしい，また己れの威信を高めることに寄与する質の高い俳優を競って確保しようとしたからということになるであろう。このように考える限り，貴族にとって，パトロネジは象徴的・名目的なものにすぎない。俳優が御前上演を行うことは，そのパトロンの権勢の反映であり，また権勢誇示の一手段でもあっただろう。[38]しかし，ただそれだけであったろうか。他に何か理由があったかもしれない。McMillin and MacLean は，女王一座の地方巡業がプロテスタンテト君主制プロパガンダの一翼を担い，またウォルシンガムの諜報活動システムの煙幕として機能したという。[39]この見方に俄には賛成しかねるが，有力な貴族たちの俳優庇護に隠れた政治目的がなかったと言い切ることはできない。ただ，今となってはそれを突きとめるのは難しい。

貴族と俳優とのパトロネジの関係は象徴的・名目的であったとしても，演劇検閲官としての饗宴局長と俳優との関係は実質的であった。Dutton が論じているように，両者は共生関係にあり，経済的な利害関係で強く結ばれていたのである。[40]饗宴局長が上演の禁止を命じることは稀であった。饗宴局長が公演の制限や禁止に積極的でなかったのはおそらく，制限や禁止を困難にする（演劇市場をめぐる）経済的利権構造に局長が組込まれていたからである。その構造の中心をなすのが公演の認可制度であった。許認可権は経済的利益を局長にもたらした。利益を得た認可者はいつしか己れの認可権の縛りを受け，無私の立場から大衆演劇の制限や禁止を令することは難しくなるだろう。台本を「修正」することはあっても，公演の「禁止」は困難になるだろう。1580年代から90年代において演劇統制権がロンドン市から宮廷・枢密院へと移行したと述べたが，演劇統制権の移行期は実は，宮廷饗宴局長を中心とする認可利権構造の確立期でもあった。ジェイムズ朝に入ると認可システムの負の側面が，巡業劇団に対する公演認可証の乱発の形で表出し始める。この点に関する考察は別稿の課題としたい。

エリザベス朝演劇統制年譜
—1569年から1592年まで—

1569年５月12日　ロンドン市，女王の名により，市内，特別行政区内，郊外にて上演を９月末日まで禁ず。
1569年11月11日　ロンドン市，劇その他のショーの公演を禁ず。
1571年11月27日　ロンドン市参事会，市内全区にて上演禁止を決す。
1571年12月６日　ロンドン市，レスター伯一座に礼拝時間帯を除き許可作品の市内上演を認む。
1572年１月３日　違法家臣禁止法施行女王布告。
1572年１月29日　ロンドン市，アバーゲニ卿一座の市内上演を許可。
1572年５月20日　ロンドン市参事会，上演認可を求める枢密院書簡を検討，バーリー卿宛禁止請願書の送付を決す。
1572年６月29日　浮浪者取締法。男爵以上の貴族の従者にあらざる者，少なくとも治安判

事２名による認可証を携帯せざる者，浮浪者として処罰さるべし。
1573年７月８日(?)　ロンドン市長，市内及び特別行政区内上演を禁ず。
1573年７月14日　枢密院，ロンドン市長にイタリア人芸人の市内公演許可を求む。
1573年７月19日　枢密院，ロンドン市長にイタリア人芸人の市内公演許可を再要請。（ロンドン市，初回の要請にて許可せず。）
1573年９月22日　ロンドン市参事会，宿屋経営者その他より上演禁止令遵守の誓約・保証金をとることを決す。
1574年３月２日　ロンドン市長，宮内大臣サセックス伯宛書簡。ホームズなる者に市内公演場所の認可権与えたしとの宮内大臣要請に応ずるは不可。
1574年３月22日　枢密院，ロンドン市長に，公演禁止理由の説明を求む。
1574年５月10日　レスター伯一座，女王特許状下賜。一座，イングランドのすべての場所にて公演を行う権利を得る。但し上演が許さるのは，饗宴局長が認可した作品のみ。
1574年７月22日　枢密院，ロンドン市に市内上演許可を求む。
1574年11月15日　枢密院，疫病のためイースターまでロンドン10マイル内にて公演を禁ず。
1574年12月６日　ロンドン市議会条例。ロンドン市長・参事会任命者による認可作品のみ市特別行政区内公演を許可さるべし。ロンドン市長・参事会許可場所のみ上演可。貴族，然るべき市民の屋敷等における私的上演には，条例適用されず。
1575年１月13日　ロンドン市参事会，市内上演に関し議会条例執行命令書作成を命ず。
1577年７月23日　ロンドン市参事会，参事会の認可を得ずして市内又は市特別行政区内の住宅，庭その他にて上演させることを禁ず。
1577年８月１日　枢密院，記録長官ウェントワース卿及びロンドン塔副長官に，疫病を防ぐためロンドン市特別行政区外にて公演の禁止を命ず。
1578年１月13日　枢密院，ロンドン市長に，イタリアの劇団の公演許可を求む。
1578年11月10日　枢密院，疫病の蔓延を防ぐためサザク地区その他にて上演を禁ず。
1578年12月23日　枢密院，ロンドン市長とサリー州治安判事に，市内及び市特別行政区外にて上演の許可を求む。
1578年12月24日　枢密院，ロンドン市長に，クリスマス宮廷上演に備え，女王礼拝堂少年劇団，宮内大臣一座，ウォリック伯一座，レスター伯一座，エセックス伯一座，聖ポール少年劇団の市内上演許可を求む。
1579年３月13日　枢密院，ロンドン市長に，四旬節期間市内及び市長管轄地区にて上演禁止を命ず。またミドルセックス州治安判事に，ロンドン郊外その他市隣接地区にて同期間上演禁止を命ず。
1580年１月11日　ロンドン市長，各参事会員に，市内にて夜間上演禁止を命ず。
1580年４月12日　ロンドン市長，大法官トマス・ブロムリーに，（シアター座で起こった騒ぎに関連し）市内及び市特別行政区隣接地区にて劇団及び曲芸師の公演を枢密院令により全面禁止に処すことを請願。
1580年４月17日　枢密院，疫病を防ぐためミカエル祭日まで公演を禁ず。
1580年５月13日　枢密院，サリー州治安判事に，禁令に反しロンドン市長管轄区域外のサ

リー州地区にて上演せる役者を調査し，ミカエル祭日まで上演を禁ずることを命ず。

1580年６月17日　ロンドン市長，バーリー卿に，市管轄区域外にて上演の禁止を請願。

1581年７月10日　枢密院，ロンドン市内及び市隣接特別行政区内にて上演を９月末日まで禁ず。

1581年７月13日　ロンドン市参事会，市全区にて劇，曲芸，剣闘技その他のショーの禁止を決す。

1581月11月14日　ロンドン市長，市内及び市特別行政区内並びに郊外或は市２マイル内にて上演を禁ず。

1581年11月18日　枢密院顧問官７名，ロンドン市長・市裁判官・参事会に，上演許可を求む。

1581年11月25日　ジョン・フィールド，レスター伯宛書簡。伯の俳優庇護を戒む。

1581年12月３日　枢密院，ロンドン市長に，市内及び周辺にて平日上演の許可を命ず。(疫病蔓延の危険なし。役者たち，幼少より音楽・芝居のみを教えられ他に生活のたつきなし。クリスマス御前上演を間近にせり。)

1581年12月24日　俳優，劇作家，上演場所に関しティルニーの監督・支配権を認める特許状下賜。

1582年３月29日　ロンドン市参事会，市内並びに郊外及び特別行政区にて徒弟，使用人が芝居・剣闘技を見物することの禁止を決す。

1582年４月３日　ロンドン市長，同業者組合員に，市内及び郊外にて使用人，徒弟，子供の観劇禁止を命ず。

1582年４月11日　枢密院顧問官６名，ロンドン市長に，聖日晩禱後の上演禁止を撤回し，禁止は日曜の上演のみに限ることを要請，正しき娯楽に寄与し悪の見本とならざる芝居を認可するため適任者の任命を求む。

1582年４月13日　ロンドン市長，枢密院宛書簡。賢明なる者が劇の内容を調査し，役者たちが枢密院勧告に従うべしとの確信が得られるまで上演を禁ずべし。

1582年７月１月　ウォリック伯，ロンドン市長・参事会に，ジョン・ディヴィッドの剣闘技ショーの許可を求む。

1582月７月23日　ウォリック伯，ロンドン市長に，ジョン・ディヴィッドが剣闘技ショーを禁止されたことを糾す。

1582年７月24日　ロンドン市長，ウォリック伯に，ジョン・ディヴィッドの件につき釈明。疫病の危険を避けるため宿屋公演を禁止。レドゥンホールにおける公演は許可。後に疫病の危険が増したため市内公演を禁止，疫病の危険なき広場での公演は許可。一座がシアター座或は市外広場での公演許可を得れば，市内通行を認む。但し日曜は不可。

1582年(?)　ロンドン市参事会令。公共の場にてインタールード及び観劇を禁ず。市隣接地区においても同様に禁止を枢密院に請願すべきこと。

1583年１月14日　ロンドン市長，バーリー卿宛書簡。日曜に起こったパリス・ガーデンの熊いじめ場での事故に関連し，冒瀆的な娯楽の禁止を請願。

1583年１月15日　バーリー卿，ロンドン市長宛書簡。安息日の熊いじめその他の冒瀆的な集まりは禁止されたし。そのような世俗的娯楽が必要なれば，平日に行

うべし。公演制限措置を枢密院に諮るべし。市内及び特別行政区ではそのような安息日の冒瀆的娯楽は全面的に禁止されたし。

1583年１月17日　ロンドン市参事会，市内全区にて日曜の芝居，熊いじめその他の違法ショーの見物禁止を決す。

1583年５月３日　ロンドン市長，サー・フランシス・ウォルシンガムに，ロンドン市内及び市特別行政区隣接地区にて劇，熊いじめ，剣闘技，その他の冒瀆的ショーの禁止を請願。

1583年７月３日　ロンドン市長，枢密院に，熊いじめ，淫らなインタールードその他の違法ショーに関し，市当局による市特別行政区内「改善」措置を許可すること，市隣接州・地区治安判事に同様の措置を命ずることを請願。

1583年11月26日　枢密院，ロンドン市長に，市内及び特別行政区内にて女王一座の平日上演許可を求む。

1583年11月28日　ロンドン市参事会，女王一座にビショップスゲイト通りとグレイシャス通りの「雄牛」と「鐘」の看板のある場所にて聖日，水曜及び土曜公演を許可。

1583年12月１日　ウォルシンガム，ロンドン市長に，女王一座が日曜以外の適当な時間に公演を行うことの許可を求む。

1584年６月18日　ウィリアム・フリートウッド，バーリー卿宛書簡。聖霊降臨節にシアター座或はカーテン座付近にて徒弟間の乱闘騒ぎが起こり，数名が逮捕さる。

1584年11月頃　女王一座，枢密院にロンドン市内にて上演の許可を願う。ロンドン市，枢密院に，20日間死者数１週50未満の場合のみ女王一座の上演を許可と回答。但し日曜の上演，聖日の晩禱終了前の上演，夜間の上演は不可。前年，同様の上演許可が女王一座のみに下された時，市中各所に同一座の名を騙る劇団が続出。女王一座の分割公演は不可。公演認可証に女王一座の人数と氏名とを明記すべきこと。

1586年５月11月　枢密院，疫病の流行を防ぐためロンドン市内及び周辺にて上演を禁ず。

1587月１月25日　ウォルシンガム宛書簡。日々舞台劇が上演され，神への勤めが著しく妨げらる。

1587年５月７日　枢密院，市内及び郊外の劇場にて最近騒動が起こったこと，疫病流行の恐れがあることを考慮し，ロンドン市長に，市内及び郊外の劇場，市長管轄地区にて公演の禁止を命ず。

1587年10月29日　枢密院，サリー及びミドルセックス州治安判事宛書簡。サリー州にて日曜上演禁止令が遵守されていないとのサザク地区住民の訴えあり。ロンドン市特別行政区についてはすでに禁ぜられている。両州においても全域で日曜の上演禁止措置を講ずべし。

1587年11月23日　ロンドン市参事会，枢密院に市内及び市特別行政区内にて上演の禁止を請願することを決す。

1589年11月６日　ロンドン市長，バーリー卿宛書簡。市内にて劇を禁止すべしとのバーリー卿の意向に従い，（ティルニー氏は禁止を全く好まざるがゆえ）昨日市長が俳優を呼寄せ禁令を伝う。海軍大臣一座は従うが，ストレインジ卿一

座はクロス・キーズにて上演を行う。本日一座の数名を投獄，上演を禁ず。

1589年11月12日　枢密院，カンタベリー大主教任命者・ロンドン市長任命者・饗宴局長３者合議による上演台本検閲を命ず。

1591年７月25日　枢密院，日曜及び木曜の上演を禁ず。（木曜には，他のゲームが行われるため。）

1592年２月25日　ロンドン市長，カンタベリー大主教ウィットギフト宛書簡。役者，劇場という大悪を市から除くため助力を求む。女王は，この種の輩により慰めを得るため饗宴局長ティルニーに特許状を下賜。これによりティルニーは，すべての俳優，劇，劇場の許認可権を有し，市内の劇場を認可す。かつて劇場は法令により規制されていた。大主教に，市が無秩序より解放さるべくティルニーに働きかけられたしと請う。

1592年３月６日　ロンドン市長，ウィットギフト大主教宛書簡。ロンドン市参事会，市内及び周辺における上演禁止に関しティルニーと協議する参事会員を決す。

注

[1] Scott McMillin and Sally-Beth MacLean, *The Queen's Men and their Plays* (Cambridge: Cambridge UP, 1998) 13-15.

[2] エリザベス女王一座の結成理由について，例えば次のような見方がある。Andrew Gurr, *Playgoing in Shakespeare's London* (1987; Cambridge: Cambridge UP, 1989) 117; Richard Dutton, "Censorship," *A New History of Early English Drama of Early English Drama*, eds. John D. Cox and David Scott Kastan (New York: Columbia UP, 1997) 297: 御前公演をめぐる貴族間の対立を緩和する; Andrew Gurr, *The Shakespearean Stage*, 1574-1642, 3rd ed. (Cambridge: Cambridge UP, 1992) 28: 有力な貴族間の対立を抑える，ロンドン市当局の攻撃から俳優を保護; 小津次郎，『シェイクスピア伝説』(岩波書店，1988) 66: 「ロンドン市当局があらゆる機会に抑圧しようとしてきた民衆演劇を，女王が乗り出して，女王自身が支えてやった」; Richard Dutton, *Mastering the Revels: The Regulation and Censorship of English Renaissance Drama* (Basingstoke: Macmillan, 1991) 51: 宮廷に質の高い娯楽を比較的安価に提供する政策の一環; 玉泉八州男，『女王陛下の興行師たち』(芸立出版，1984) 50:「それまで劇団をもたなかった女王の意を体して…ウォルシンガムが…つくらせた劇団」)。

[3] E. K. Chambers, *The Elizabethan Stage*, vol. 2 (1923; Oxford: Clarendon P, 1961) 88.

[4] Janet Clare, *'Art made tongue-tied by authority': Elizabethan and Jacobean Dramatic Censorship* (Manchester: Manchester UP, 1990) 10.

[5] McMillin and MacLean, *Queen's Men* 15.

[6] 年譜作成には，Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4及びAnna Jean Mill and E. K. Chambers, eds., "Dramatic Records of the City of London: The Repertories, Journals, and Letter Books," *Collections*, vol. 2, pt. 3 (Oxford: Malone Society, 1931)を利用した。

[7] Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 2, 87-88.

[8] Paul L. Hughes and James F. Larkin, eds., *Tudor Royal Proclamations*, vol. 2: *The Later*

Tudors (1553-1587) (New Haven: Yale UP, 1969) 115.

[9]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 285-87.

[10]大衆演劇検閲官としての饗宴局長が実は俳優保護者の側面をもっていた点については Dutton の *Mastering the Revels* に詳しいが，Dutton は，レスター伯一座の特許状の規定する局長の事前検閲が一座の公演を保護した可能性については触れていない。Rosenberg は，局長による検閲が演劇を禁圧しようとする自治体から一座を保護するためであったと明言している。See Eleanor Rosenberg, *Leicester, Patron of Letters* (New York: Columbia UP, 1955) 304: "... the grant contained a unique clause, not included in later patents, which made their right to perform provisional upon plays' having been 'seen and allowed' by the Master of the Revels. This was a novel extension of the functions of the Revels office, designed to protect the players against mayors and other officials who wished to inhibit their performances on the ground that the plays were improper."

[11]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 2, 221-22.

[12]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 2, 188.

[13]Mark C. Pilkinton, ed., *Records of Early English Drama: Bristol* (Toronto: U of Toronto P, 1997) 202-203. Cf. Mary Anne Everett Green, ed., *Calendar of State Papers, Domestic Series, of the Reign of James I., 1611-18* (London: HMSO, 1858) 294.

[14]ジェイムズ朝においては「王権」が演劇や俳優を専制的に支配したと主張されることがある。例えばGlynne Wickham, *Early English Stages, 1300 to 1576*, vol. 2, pt. 1 (London: Routledge and Kegan Paul, 1963) 79。演劇の専制的支配が現実に存在したかどうかは別にして，「王権」(あるいは「中央政府」) を一枚岩的に捉えるべきではない。ジェイムズ朝においても，エリザベス朝においても，演劇統制政策が独裁的に遂行された確証はない。

[15]John M. Wasson, ed., *Records of Early English Drama: Devon* (Toronto: U of Toronto P, 1986) 192-93.

[16]饗宴局長のライセンスを得るのに「大金」を要したことについては，David Galloway, ed., *Records of Early English Drama: Norwich, 1540-1642* (Toronto: U of Toronto P, 1984) 210 参照。

[17]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 297-98.

[18]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 305-306.

[19]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 304-305.

[20]J. O. Halliwell, ed., *Contemporary Depositions respecting an Affray at Norwich in the Year 1583, in which Queen Elizabeth's Company of Players, Then Acting at the Red Lion Inn, were Involved* (London: printed for the editor, 1864) 9-13, 20.

[21]Galloway, *Norwich*, 181.

[22]Galloway, *Norwich*, 177-78; J. V. Lyle, ed., *Acts of the Privy Council of England, 1621-1623* (London: HMSO, 1932) 517-18.

[23]Galloway, *Norwich*, 182.

[24]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 273-76.

[25]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 307.

[26]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 325. 1598年２月19日に２劇団以外のロンドン公演

禁止令が出されたとされることが多いが，これは誤解である。この日饗宴局長及びミドルセックス，サリー両州治安判事宛に発せられたのは，２劇団専有のロンドン演劇市場に最近割って入った「第３の劇団」の公演を禁止する命令である。つまり，この時点よりさきにロンドン公演が許される劇団は上記２劇団に削減されていた。いつ２劇団制が敷かれたのか確証はないが，1597年８月の *The Isle of Dogs* の筆禍直後かもしれない。

[27]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 329-31.

[28]Dutton, "Censorship" 296.

[29]ただし Dutton は，その「努力」は少年劇団の復活や他劇団のロンドン演劇市場参入で，すぐに挫折すると指摘している。この点で筆者の論点といくらか重なるかもしれないが，決定的な点で異なる。本稿は，枢密院がロンドンの劇場の「脅威」を包摂する「努力」を行っていないと主張する。

[30]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 2, 365.

[31]Alfred Harbage, *Annals of English Drama, 975-1700*, rev. S. Schoenbaum (London: Methuen, 1964) 54-87.

[32]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 348-49.

[33]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 332.

[34]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 330, 331.

[35]See R. A. Foakes and R. T. Rickert, eds, *Henslowe's Diary* (Cambridge: Cambridge UP 1961) 164: "My Lord of penbrockes men begane to playe at the Rosse the 28 of october 1600. . . ."

[36]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 332-33.

[37]Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 334.

[38]もちろん，芝居が好きであるから役者を庇護した貴族もいただろう。オクスフォード伯はそのようなパトロンの一人であったかもしれない。フランシス・ミアズによれば，オクスフォード伯は，当代の最もすぐれた喜劇作者であった。See Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 4, 256.

[39]McMillin and MacLean, *Queen's Men* 24-32.

[40]Dutton, *Mastering the Revels*, 96.

The Control and Patronage of the Elizabethan Stage

Kazuaki Ota

It has been established that the Crown protected the Elizabethan stage against attacks from the corporation of London and other enemies of the theatre. Queen Elizabeth and influential members of the Privy Council, such as the Earl of Leicester and Lord Hunsdon, patronized major companies of players, authorizing them to play throughout England. There were, however, times when the central government appeared to act as if they were actually an enemy of the stage themselves. In 1597, the Privy Council ordered the demolition of all the purpose-built theatres in London. In 1598, it issued a decree restricting playing in and around the city of London to only two companies. In 1600, it further ordered these two troupes to limit performance to a single playhouse each and not to play more than twice a week. Some critics believe that these decrees issued by the Privy Council against the stage, together with the system of dramatic censorship by the Master of the Revels established in Elizabeth's reign, were intended to curtail the growth of the expanding theatre industry. The present paper questions this notion, arguing that, in spite of these ostensibly antitheatrical measures, the central government had no intention of restraining the stage. It was one thing to issue an order but quite another to see that it was enforced. There is no evidence that the output of the London theatre industry was diminished during the period 1597–1600 when the Privy Council issued the orders against the stage. The Privy Council minutes and other records strongly suggest that it made little or no effort to have any of these antitheatrical decrees vigorously enforced. (The order of 1597 for the destruction of all playhouses did not in fact destroy any of them.) Dramatic censorship by the Master of the Revels did not check the growth of the theatre industry either, but rather promoted it. The Master censored all plays being prepared for the stage according to the royal patent granted to him in 1581. This system of censorship, by which the Master licensed the plays to be acted, made it easier for companies of players to operate in London as well as in the countryside, because the Master's licence for playing protected the players against mayors and other local officials who wanted to suppress their performances. It is true that the central government, with the Master of the Revels as their agent, exerted control over the stage, but they regulated the stage in a way that protected the theatre industry rather than placing limits on it.